

「建設アスベスト訴訟の最高裁判決を受けて」

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久

石綿にばく露した労働者等が石綿肺、肺がん、中皮腫等の健康被害を被ったのは、国が規制権限を適切に行使しなかったためとして、建設業の元労働者等やその遺族等が国を相手取って国家賠償請求訴訟を提起した「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決が令和3年5月17日に出されました。



労働安全衛生法第22条の規定は、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨との判断が出されたこと等を踏まえて、同条に基づく11の省令の規定について、労働者以外の者に対する保護措置を新たに規定することになりました。

石綿に関してだけでなく、労働安全衛生規則、有機溶剤中毒予防規則、酸素欠乏症等防止規則など多岐にわたる改正が令和4年4月15日に公布されていますので、概要を紹介します。

施行は、令和5年4月1日からとなります。

詳しくは、文末の省令(第82号)、通達(基発0415 第1号)、パンフレットを参照してください。

【労働安全衛生法】第22条

事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

労働者以外の者に対する保護措置

法第22条に規定する健康障害を防止するため、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者

に義務付けられます。

1) 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人(一人親方、下請業者)に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる(または請負人に設備の使用を許可する)等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

2) 同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人(一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない)に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること

具体的には例えば、労働安全衛生規則第593条は、第2項が新設されました。

【労働安全衛生規則】第593条第2項
(呼吸用保護具等)

2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具について、備えておくこと等によりこれらを使用することができるようにする必要がある旨を周知させなければならない。

前号で紹介した「有機溶剤等使用の注意事項」は従来の内容が「一～三」でしたが、「一」が改正され、「四」が新設されました。

【有機溶剤中毒予防規則】第24条(掲示)

事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい場所に掲示しなければならない。

一 有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

<二、三は略>

四 次に掲げる場所にあつては、有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき呼吸用保護具

イ 第13条の2第一項の許可に係る作業場(同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。)

ロ 第13条の3第一項の許可に係る作業場であつて、第二十八条第二項の測定の結果の評価が第28条の2第一項の第一管理区分でなかつた作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある作業場

<以下、略>

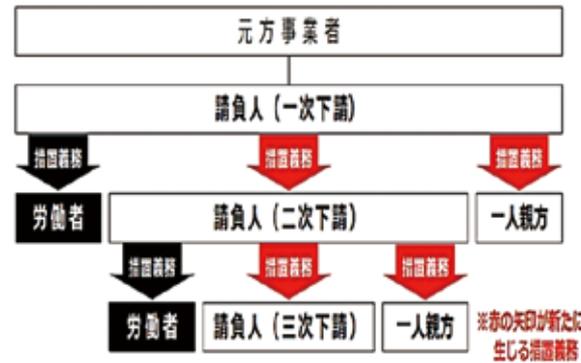
措置義務者や元方事業者の留意事項

通達では、留意事項として10項目が示されていますが、このうちの一部を紹介します。

◆重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。

三次下請まで作業に従事する場合は、**一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。**



(図表1) 重層請負の措置義務者

◆元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項で、関係請負人が法やそれに基づく命令(今回改正の11省令を含む)の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、**「必要な指示」を行わなければなりません。**

◆配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。**何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されます。**

◆請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、**一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。**

労働者以外の人も立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。

来年4月の施行まで、全国安全週間、全国労働衛生週間、安全衛生大会などの安全衛生行事を通じて、元請会社の社員をはじめ、関係する事業者、一人親方等に十分な周知を図ってください。

(参考資料(厚生労働省))

○労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

(令和4年4月15日厚生労働省令第82号)

○労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について

(基発0415 第1号、令和4年4月15日)

○パンフレット「2023年4月1日から危険有害な作業を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます」